情報法学　中間レポート

リンクとはホームページをほかのホームページに結び付ける機能をいい、ホームページに飛び先を書き込んで、それをクリックするだけで目指すホームページにジャンプできるようにすることを「リンクを張る」という。リンクを張ることにより、他人のホームページにある著作物に容易にアクセスすることができるだけに著作権侵害とならないかが問題となる。

まず初めに、ウェブに公開している時点ですでに誰でもそのサイトやファイルにアクセスできるインターネットの特性上、特に断りを入れずリンクすることに法的問題はない。ホームページに情報を載せるということは、その情報がネットワークによって世界中に伝達されることを意味しており、そのことはホームページの作成者自身覚悟しているとみるべきだからである。リンクを張られて困るような情報ははじめからホームページには載せるべきではなく、また載せる場合であっても、ある特定の人に対してのみ知らせようと考えているときは、ロック装置を施してパスワードを入力しなければ見られないようにしておけばよいだけのことである。

また、複製権、公衆送信権などが考えられたりするが、リンクそのものはリンク先のファイルの所在を示すものに過ぎず、リンク先の著作物について、著作権の対象として定められた利用行為を行うものではない。

　しかし、A社が無断でB社が作成した製品Xのページをリンクすることは著作権上問題があるのではないかと考える。

リンクには ハイパーリンク、ディープリンク、フレームリンクなどがある。この中でディープリンクとは、リンク先のトップページ以外のリンクにジャンプするリンクのことである。また、フレームリンクとは リンク先の情報を参照して、リンク元のフレーム内に、リンク先の情報を表示するリンクである。言い換えれば、リンク元のサイト上で、リンク先の情報を「覗ける」ようにしたリンクといえる。

　問題文からディープリンクとフレームリンクのどちらかの可能性が考えられる。 A社がリンクしているB社のウェブサイトへと移動するとB社のウェブサイトのトップページには飛ばず、製品Xの紹介ページへと直接飛ぶとなるとディープリンクにあたり、リンクを押すとA社のウェブ上にB社が作成した製品Xを紹介するページがA社のフレーム上へ直接表示されるとなるとフレームリンクにあたる。

　ディープリンクの場合、リンクによってリンク先をおとずれた人は、ジャンプするページより前のページを見ない可能性が高く、リンク先のウェブサイトは、その管理者の予定していない見られ方をすることになるという問題点が指摘されている。営利目的で運用されているウェブサイトでは、よそのサイトからディープリンクによる訪問が増えると、トップページに掲載されている広告を読み飛ばされ、広告収入が減るなどのデメリットがある。近年では、ディープリンクのリンク元に対してリンクを外すようリンク先が訴えるというケースもあり、ディープリンクの是非をめぐって法廷で争われる例も出てきている。

著作権法では、著作物に対して、創作した人（B社）の意図していないような変更を加えることは原則禁止（同一性保持権：著作権法20条）されており、また、著作者には、その氏名を表示する（または表示しない）権利が認められている（氏名表示権：著作権法19条）。「管理者の予定していない(意図していない)見られ方をする」という点等で、ディープリンクが同一性保持権侵害に当たる場合があるとの指摘もある。

　次に、フレームリンクの場合、リンク元のＵＲＬが表示された状態で、リンク先の文章等をみることができるため、リンク元のウェブサイトを見た人には、リンク先の文章が、あたかもリンク元の文章であるかのように見えてしまう可能性があり、そのページの著作者が誰であるか閲覧者に誤認を生じさせてしまうため、著作者人格権(氏名表示権や同一性保持権)の侵害があったとして著作権侵害となり得る。

以下が同一性保持権の内容である。

第二十条　著作者は、その著作物及びその題号の同一性を保持する権利を有し、その意に反してこれらの変更、切除その他の改変を受けないものとする。

2　前項の規定は、次の各号のいずれかに該当する改変については、適用しない。

　 一　第三十三条第一項（同条第四項において準用する場合を含む。）、第三十三条の二第一項又は第三十四条第一項の規定により著作物を利用する場合における用字又は用語の変更その他の改変で、学校教育の目的上やむを得ないと認められるもの

　 二　建築物の増築、改築、修繕又は模様替えによる改変

　 三　特定の電子計算機においては利用し得ないプログラムの著作物を当該電子計算機において利用し得るようにするため、又はプログラムの著作物を電子計算機においてより効果的に利用し得るようにするために必要な改変

　 四　前三号に掲げるもののほか、著作物の性質並びにその利用の目的及び態様に照らしやむを得ないと認められる

つまり、同一性保持権とは、著作者人格権の一種であり、著作物及びその題号につき著作者（著作権者ではないことに注意）の意に反して変更、切除その他の改変を禁止することができる権利のことをいう（日本の著作権法20条1項前段。以下、特に断らない限り、引用法令は日本のもの）。

また、事例として、新聞記事の見出しの引用やリンクについて騒動が起こったことがある。この騒動のきっかけは読売新聞の著作権規定の改定と、産経新聞が個人ニュースの最大手の１つである連邦に対して無許諾リンクを著作権侵害であると言い切ったというところである。

これについては、新聞社などが報道し、ウェブ上で公表しているニュース記事に対して、そのニュースのURLを記載することによってリンクを張ることは、特に法的問題は生じないと考えられる。

では、ニュースの見出しを明示し、見出しをリンクとしてニュース記事にリンクを張ることは問題があるのか。まず、著作権法との関係が問題になる。著作権法による保護を受けるためには、著作物、つまり創作性のある表現でなければならない。一般的にニュース記事自体は著作物とされているが、ニュースの見出しについては、誰が書いても同じになるような簡潔な事実の記述にすぎず、創作性が認められないことが多いと思われる。

ニュースの見出しをリンクとしていた事例に関して近時の裁判例も「報道対象となる出来事等の内容を簡潔な表現で正確に読者に伝えるという性質から導かれる制約があるほか、使用し得る字数にもおのずと限界があることなどにも起因して、表現の選択の幅は広いとはいい難く、創作性を発揮する余地が比較的少ないことは否定し難いところであり、著作物性が肯定されることは必ずしも容易ではない」(知財高裁平成17年10月6日判決・読売オンライン事件)として、見出しに著作物性が認められにくいことを明らかにしている。

しかし、この判決も、例外的に著作物性が認められる場合があることを認めており、見出しをそのままリンクとすることが複製権や公衆送信権の侵害となることがないわけではない。

また、仮に著作権としての保護を受けなくても、一定の場合には、見出しのコピーをそのままリンクとして利用する行為は、不法行為として損害賠償請求の対象となりえる。前記判決も、営利の目的をもって反復継続して、見出しが作成されて間もない時期に、見出しのコピーをリンクとして利用する行為が不法行為にあたると判断している。

以上のディープリンク、フレームリンクから、無断リンクを行い、製品Xのページに直接飛ぶリンクを張ることは、著作権法の同一性保持権侵害となり得ると考えられる。また、新聞社の事例からA社が著作権侵害として訴えられるケースは必ずしも少なくはない。見出しのコピーをリンクとして利用する行為が不正行為にあたると判断しているとあるように、製品Xを紹介するページのリンクも不正行為と判断される可能性もある。加えて、B社が作成した製品Xのページが著作物とされ、著作権の保護を受ける可能性も考えられる。

最後に、ディープリンクやフレームリンクについては、利用方法に注意が必要である。また、事例にもあるように無断リンクは著作権法の問題になる可能性が高いため、あらかじめリンクを張る場合には許可をとっておくことが重要であり、リンクの上にはB社作成やB社のホームページなどの説明の記載をいれておくべきである。

・参考文献

　ディープリンクについて

http://gvalaw.jp/it-copyright/archives/743.html

<http://sp.ewords.jp/w/E38387E382A3E383BCE38397E383AAE383B3E382AF.html>

ハイパーリンクについて

<http://shoh.info/archives/420>

同一性保持権について

[http://ja.m.wikipedia.org/wiki/%E5%90%8C%E4%B8%80%E6%80%A7%](http://ja.m.wikipedia.org/wiki/%E5%90%8C%E4%B8%80%E6%80%A7%25)E4%BF%9D%E6%8C%81%E6%A8%A9

http://www.cric.or.jp/qa/hajime/hajime2.html